

飯山市防災会議委員名簿

会 長 飯山市長
職務代理者 副市長

(敬称略)

機関名及び役職名	氏 名	備 考
千曲川河川事務所長	齋藤 充	
北信森林管理署長	中嶋 勝浩	
陸上自衛隊 第13普通科連隊第3中隊長	大嶋 雄一	
北信地域振興局長	直江 崇	
北信建設事務所長	丸山 進	
北信保健福祉事務所長	鈴木 三千穂	
飯山警察署長	山田 富雄	
飯山市議会議長	渋谷 芳三	
飯山市議会総務文教委員長	吉越 利明	
飯山市区長会協議会長	稲生 孝	
岳北消防本部消防長	本山 栄二	
飯山市消防団長	出澤 重樹	
飯山市赤十字奉仕団委員長	徳竹 春枝	
飯山市民生児童委員協議会長	山室 茂孝	
中部電力パワーグリッド(株)飯山営業所長	中條 兼治	
東日本電信電話(株)長野支店災害対策室長	和歌月 宏	
東日本旅客鉄道(株)飯山駅長	箱山 真樹	
長電バス(株)飯山営業所長	松木 義孝	
飯山市保健補導員協議会長	石田 淳子	
飯山商工会議所女性会長	高橋 優子	
副市長	新家 智裕	
教育長	松木 英文	
総務部長	北爪 英紀	
民生部長	鈴木 靖史	
経済部長	丸山 和幸	
建設水道部長	村上 透	
教育部長	湯本 與志一	
文化振興部長	桑原 雅幸	

(委員28名)

飯山市防災会議条例 (昭和38年10月15日条例第17号)

最終改正:平成29年 9月29日条例第19号

改正内容:平成29年 9月29日条例第19号 [平成29年 9月29日]

○飯山市防災会議条例

昭和38年10月15日条例第17号

改正

平成12年 3月27日条例第 1 号
平成24年 9月27日条例第18号
平成28年 3月29日条例第25号
平成29年 9月29日条例第19号

飯山市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯山市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 市の職員のうちから市長が指命する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年 3月27日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。（後略）

附 則 (平成24年 9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年 3月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 9月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。